

カンボジア
特許及び実用新案証の付与手続に関する布告
鉱工・エネルギー省布告第 766 号
プノンペン，2007 年，5 月 28 日

目次

第 1 節 総則

- 規則 1 この布告の性格の定義
- 規則 2 登録部の職務
- 規則 3 用語の解釈

第 2 節 特許及び実用新案証の付与に関する手続

- 規則 4 特許及び実用新案証の分類
- 規則 5 特許及び実用新案証の出願
- 規則 6 願書
- 規則 7 明細書
- 規則 8 クレーム
- 規則 9 図面
- 規則 10 要約
- 規則 11 書類及び翻訳文の言語
- 規則 12 名称，宛先，国籍及び居所の表示
- 規則 13 名称，国籍及び宛先の変更
- 規則 14 署名
- 規則 15 度量衡，用語及び記号
- 規則 16 書類の通数及び様式上の要件
- 規則 17 発明の単一性
- 規則 18 出願の分割
- 規則 19 先行技術としては無視されるべき開示
- 規則 20 優先権主張
- 規則 21 情報提出のための期間
- 規則 22 出願の取下及び補正
- 規則 23 出願に関する番号及びその関連表示
- 規則 24 方式審査
- 規則 25 実体審査
- 規則 26 特許及び実用新案証を付与する，又は付与することを拒絶する旨の決定
- 規則 27 特許及び実用新案証の付与，公告，証明書発行
- 規則 28 年次手数料
- 規則 29 政府又は政府によって委任された者による実施
- 規則 30 強制ライセンス
- 規則 31 無効

規則 32 所有権の変更及びライセンス契約

規則 33 代理人

規則 34 非就業日

規則 35 情報の抄本及び過誤の訂正

規則 36 聴聞

規則 37 書類の郵送

規則 38 証拠

規則 39 制定法上の宣言

規則 40 公報

規則 41 手数料

規則 42 紛争の解決

規則 43 協力

第 3 節 コンピュータ・ソフトウェア関連の発明

規則 44 コンピュータ・ソフトウェア関連の発明について行う手続

第 4 節 経過規定

規則 45 医薬品に関連する発明

第 5 節 最終規定

規則 46 執行権原

規則 47 施行期日

第1節 総則

規則1 この布告の性格の定義

この布告は、特許、実用新案証及び意匠に関する法律第130条の規定による、特許、実用新案証及び意匠に関する法律の施行規則として引用することができる。

規則2 登録部の職務

登録部は、法律の規定に従い、特許及び実用新案証の出願を受理し、審査し、また、発明者及び考案者の知的所有権を保護するために、特許証及び実用新案証を付与する。

規則3 用語の解釈

この布告においては、用語の意味は次の通りとする

「法律」とは、2003年1月22日の日付をもって、王室令 NS/RKM/0103/005 によって公布された特許、実用新案証及び意匠に関する法律のことをいう。

「大臣」とは、鉱工・エネルギー省の大臣のことをいう。

「登録官」とは、工業所有権部の長官のことをいう。

「登録部」とは、工業所有権部のことをいう。

「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関して1883年3月20日に調印された条約であって、最新に改正されたものをいう。

「発明」とは、発明者の思想であって、技術分野における特定の問題を実際に解決することを可能にするものをいう。

「先の出願」とは、先に出願された、又は先に登録された出願のことをいう。

第2節 特許及び実用新案証の付与に関する手続

規則4 特許及び実用新案証の分類

登録官は、1971年3月24日のストラスブール協定に基づいて採択され、その後の改正協定によって改訂された国際特許分類を、特許及び実用新案証の付与及び公告に関するすべての目的に関し並びに分類された調査ファイルの維持のために、適用する。

規則5 特許及び実用新案証の出願

法律第16条の規定による特許及び実用新案証の出願は、願書、明細書、クレーム、必要な場合の図面及び要約書を含んでいなければならない。かつ、登録部に提出しなければならない。また、所定の手数料を納付しなければならない。

規則6 願書

願書は、次の特性を有するものとする。

- (1) 特許及び実用新案証の付与を求めるための願書は、本布告の付属書Aに添付されている様式番号1 P/UMを使用して作成しなければならない。
- (2) 願書は、個々の出願人の名称、宛先、国籍及び居所を表示しなければならない。また、個々の出願人によって署名がされていなければならない。
- (3) 出願人が発明者である場合には、願書はその旨の陳述を含んでいなければならない。出願人が発明者でない場合には、願書は個々の発明者の名称、宛先を表示しなければならない。また、その願書には、特許及び実用新案証を取得するための出願人の権利を正当化する陳述書が添付されていなければならない。
- (4) 出願人が代理人によって出願を行う場合には、願書はその旨を表示し、かつ、代理人の名称及び宛先を記載していなければならない。
- (5) 発明の名称は短くかつ正確でなければならない。

規則7 明細書

明細書は、次の特性を有するものとする。

- (1) 明細書は、願書に記載される発明の名称を最初に記述し、かつ、次のことを行わなければならない。
 - (a) その発明が関連する技術分野を明示すること
 - (b) 出願人の知る限りにおいて、その発明の理解、調査及び審査にとって有用であると考えられる背景技術を表示し、かつ、望ましくは、その技術を反映している文献を引用すること
 - (c) 発明を、理解できるような用語で開示し、かつ、発明が、背景技術との関連において有利な効果を有する場合には、それについて記述すること
 - (d) 図面がある場合は、その図について簡単に説明すること
 - (e) 発明の実施に関して出願人が考えている少なくとも1のベストモードを記載すること。これは、適切な場合は、実施例を示す方法によって、また、図面がある場合は、それを引用して行わなければならない。
 - (f) 発明の明細書又は性質から明らかでない場合には、その発明を産業上、使用する方法及びその発明を生産する方法、使用する方法又はそれが単に使用されるものである場合には、

それを使用できる方法を明示すること

(2) (1)において指定した記述方法と順序は、発明の性質上、それと異なる記述方法又は順序が、それより良好な理解及びそれより簡潔な説明を生じるものである場合を除き、遵守しなければならない。

規則 8 クレーム

クレームは、次の特性を有するものとする。

(1) クレームの数は、発明の性質を考慮して妥当なものでなければならない。2 以上のクレームがある場合は、それにはクメール数字による連続番号を付さなければならない。

(2) クレームは、発明の技術的特徴に関する用語をもって発明を定義しなければならない。

(3) 適切な場合には、クレームは下記事項を含まなければならない。

(a) 発明の技術的特徴であって、後者の明示に必要であるが、結合して先行技術をなすものを表示する陳述

(b) 「に特徴を有する」、「を特徴とする」、「のように改良した」又は同一趣旨の他の表現によって先行される特徴部分であって、(a)の規定に従って記述された技術的特徴と結合して、保護を求める技術的特徴部分を簡潔に記述するもの

(4) クレームは、絶対的に必要な場合を除き、発明の技術的特徴に関する明細書の引用に依存してはならない。特に、クレームは、「明細書の・・・・の箇所に記載したように」又は「図面の・・・・図に示したように」のような引用に依存してはならない。

(5) 出願が図面を含む場合には、クレームに記載されている技術的特徴には、その特徴に係る引用符号を付することが望ましい。

使用するときは、引用符号には括弧を付することが望ましい。引用符号を付することがクレームについての速やかな理解を特に容易にするものでない場合には、引用符号を付してはならない。

(6) クレームであって、出願書類の提出日後に提出され、その出願に先に記載されているのと同じでないものは、出願人の選択により、補正後クレーム又は新規クレームとして提出することができる。

(7) 出願において先に記載されているクレームの削除は、先のクレーム番号の後に「抹消」という語を続けることによって行うものとする。

規則 9 図面

図面は、次の特性を有するものとする。

(1) 特許及び実用新案証の出願の一部である図面は、使用可能な表面が縦 26.2 センチ、横 17 センチメートルを超えない用紙を使用して作成しなければならない。用紙の使用することができる面又は使用した面の周囲には枠を記載してはならない。

用紙の余白は、少なくとも次の通りでなければならない。

上端 2.5 センチメートル、

左端 2.5 センチメートル

右端 1.5 センチメートル

下端 1.0 センチメートル

(2) 図面は、次の通りに作成しなければならない。

- (a) 着色することなく、満足できる複製を可能にするような、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び画によらなければならない。
- (b) 切断面は、引用符号及び引き出し線の明瞭な読み取りを妨げないハッチングによって示さなければならない。
- (c) 図の大きさ及び作図の明瞭性は、3分の2の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部を容易に識別することができるようなものでなければならない。例外的に図面の尺度を示す場合には、尺度は図式で表示しなければならない。
- (d) 図面に記載するすべての数字、文字及び参照符号は簡潔かつ明瞭でなければならず、また、括弧、円及び引用符は、数字及び文字と共に使用してはならない。
- (e) 図の各要素は、異なる比率を使用することが不可欠である場合を除き、図の他の要素のそれぞれに対して適切な比率でなければならない。
- (f) 数字および文字の大きさは、縦0.32センチメートル以上とする。図面中の文字は、ローマ字、及び、慣習となっている場合には、ギリシャ文字を使用しなければならない。
- (g) 図面の同一の用紙には、2以上の図を記載することができる。2以上の用紙に描く図が単一の完全な図を構成する場合には、2以上の用紙に描く図は、単一の完全な図を得るように合わせたときに各用紙に示されている何れの図の何れの部分をも隠すことにならないよう配置しなければならない。個々の図は、不必要な間隔を置くことなく、相互に明瞭に分離して配置しなければならない。個々の図には、用紙の番号とは関係なく、連続番号を付さなければならない。
- (h) 明細書又はクレームに記載されていない参照符号は図面に記載してはならず、かつ、逆も同様とする。同一の特徴を引用符号を用いて示す場合には、その特徴は、その出願の全体を通じて同一の符号によって示さなければならない。
- (i) 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「ABの切断面」等の単語又は語句並びに電気回路、ブロックダイアグラム及び工程図表における短い用語を除き、文言を記載してはならない。
- (j) 図面用紙には、規則16(7)に従って番号を付さなければならない。
- (3) 工程図及び図表は、図面とみなす。

規則10 要約書

要約書は、次の特性を有するものとする。

- (1) 要約書は、当該技術に関する調査のための検索手段として十分に役立つように起草しなければならない。
- (2) 要約書は、下記事項によって構成されるものとする。
- (a) 明細書、クレーム及び図面に記載されている開示の概要であって、発明の属する技術分野を表示しており、また、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主たる使用を明瞭に理解することができるように起草されているもの
- (b) 該当する場合には、出願に記載されているすべての化学式のうち、発明の特徴を最もよく表すもの
- (3) 要約書は、その開示が許容する限りにおいて簡潔なもの(150語以下)でなければならない。
- (4) 要約書には、発明の利点若しくは価値の主張又はその発明の思惑的な利用については記

載してはならない。

(5) 要約書に記載されている主要な技術的特徴であって、出願の図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付さなければならない。

(6) 要約書には、出願人が提出する図面の内の特徴を最もよく表示するものを添付しなければならない。

規則 11 書類及び翻訳文の言語

(1) 書類及び翻訳文の言語については、次の通りとする。

出願及び出願を構成する書類又は法律、本布告及び関連諸規則の規定により登録部又は登録官に提出される書類は、クメール語で作成しなければならない。

(2) (1)にいう出願及び書類であって、クメール語又は英語以外の言語によるものは、調査及び審査のために、英語に翻訳されなければならない。また、出願日から6月以内に登録官に提出しなければならない。

(3) (1)にいう出願及び書類であって、クメール語以外によるものは、裁判、保護及び法の執行のために、クメール語に翻訳されなければならない。また、出願日から6月以内に登録官に提出されなければならない。

規則 12 名称、宛先、国籍及び居所の表示

名称、宛先、国籍及び居所の表示については、次の通りとする。

(1) 自然人の名称は、当該人の姓、名及び住所によって表示しなければならない。法人の名称は、正式な完全名称によって表示しなければならない。

(2) 国籍は、人がその国民である国の名称によって表示しなければならない。

(3) 宛先は、表示された宛先における速やかな郵便配達を可能にするための通常の要件を満たすような方法で表示されるものとし、如何なる場合にも、家屋番号があるときは、それを含め、関連するすべての行政単位によって構成されていなければならない。

宛先はまた、電話番号、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを表示しなければならない。

(4) 居所は、人が居住する国の名称によって表示しなければならない。

(5) 特許及び実用新案証の出願人は登録官に対し、その出願に関する、カンボジア王国における連絡先を提出しなければならない。

規則 13 名称、国籍及び宛先の変更

名称、国籍及び宛先の変更についての手続は、次の通りとする。

(1) 特許、実用新案証の所有者又は出願人による、特許、実用新案証又はその出願に関して登録されている名称、国籍又は郵便宛先の変更を求める請求は、書面とするものとする。

(2) 登録官は、名称又は国籍変更を求める請求について決定をする前に、登録官が適当と考える、変更についての証拠を要求することができる。

(3) 登録官が、請求は許可されるべきと認めたときは、登録官は、特許、実用新案証又はその出願及び名称、国籍又は宛先が登録簿に登録されていた場合は、登録簿がそれに従って変更されるようにしなければならない。

規則 14 署名

署名は、次の通りに行うものとする。

(1) パートナーシップを代表して署名されるべき書類は、すべての企業及びパートナーの名称を完全に記載し、かつ、署名資格を有するすべての企業又はパートナーにより、同人がパートナーシップを代表して署名する旨を述べて、又はそれ以外の者であって、同人が書類に署名する権限を有することを登録官に認めさせた者により、署名されなければならない。法人を代表して署名されるべき書類は、法人の取締役若しくは法人の秘書役若しくは他の主要役員又は書類への署名権を有することを登録官に認めさせた他の者によって署名されなければならない。また、法人の印章が付されていないといけない。社団を代表して署名されるべき書類には、正規に権限を付与されていると登録官に認められる者が署名することができる。

(2) 登録官は、必要と考えるときは、署名権についての証拠を要求することができる。

規則 15 度量衡、用語及び記号

度量衡、用語及び記号の記載は、次の方法によるものとする。

(1) 度量衡の単位は、メートル法で表示する。

(2) 温度は摂氏で表示する。

(3) 密度は、メートル単位で表示する。

(4) 熱、エネルギー、光、音及び磁気の表示並びに数式及び電気の単位については、一般に使用されている規則を使用する。化学式については、一般に使用されている記号、原子量及び分子式を使用する。

(5) 技術用語、記号及び符号は、通常、当該技術分野において一般に採用されているものを使用する。

(6) 用語及び記号は、当該出願の全体を通じて一貫して使用する。

規則 16 書類の通数及び様式上の要件

規則 20(7)の適用対象であるときを除き、書類の通数及び様式的要件は次の通りとする。

(1) 出願及び添付書類は、登録官に3通、提出しなければならない。ただし、必要なときは、登録官は出願人に対し、追加の通数を要求することができる。

(2) 出願のすべての要素は、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって直接に複製できる形で提出しなければならない。

(3) 出願に含まれる個々の用紙は、片面のみを使用しなければならない。

(4) 出願のすべての要素は、可撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな光沢のない、かつ、耐久性のある紙面に記載しなければならない。

(5) 用紙の大きさは A4 (29.7 センチメートル × 21 センチメートル) とするが、登録官は他の大きさの用紙を承認することができる。

(6) 用紙には、少なくとも次の余白を置くものとする。

(a) 第1頁を除く、各頁の上端：2センチメートル

(b) 第1頁の上端余白：3センチメートル

(c) 結び目に近接する側の余白：2.5センチメートル

(e) 上記以外の側の余白：2センチメートル

- (f) 下端余白：2センチメートル
- (7) 用紙についての他の要件は、次の通りとする。
 - (a) すべての用紙は、その上端、中央部に連続番号を付さなければならない。
 - (b) 用紙に連続番号を付すときは、出願の要素は、願書、明細書、クレーム、要約書、図面の順序で配置しなければならない。
 - (c) 用紙に付す連続番号は、3種類の系列の番号表示を使用して行うものとする。第1系列の数字は願書のみ適用し、願書の第1頁から開始する。第2系列の数字は、明細書の第1頁から開始し、クレームをその次に入れ、要約の最終頁まで継続する。第3系列の数字は、図面のみ適用し、図面の最初の頁から開始する。
 - (8) 出願中の文言はタイプ打ちによるものとする。図式記号、化学式又は数式及び一定の文字は、必要なときは、手書きとすることができる。
 - (9) 図面は着色することなく、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び画によって作成しなければならない。

規則 17 発明の単一性

法律第 23 条の規定は、次の通り取り扱うものとする。

- (1) 次に掲げる 3 種の可能な形態が、許容されるものと解釈する。
 - (a) 所与の生産物についての独立クレームの追加として、同一の出願に、当該生産物を製造するために特に適合させられた方法についての独立クレームを含めること及び同一の出願に、当該生産物の使用についての独立クレームを含めること、
 - (b) 所与の方法についての独立クレームの追加として、同一の出願に、当該方法を実施するために特に選定された装置若しくは手段についての独立クレームを含めること、又は
 - (c) 所与の生産物についての独立クレームの追加として、同一の出願に、当該生産物を製造するために特に適合させられた方法についての独立特許を含めること及び同一の出願に、その方法を実施するために特に選定された装置又は手段についての独立クレームを含めること
- (2) 同一の出願に、単一の一般的クレームによっては容易に取り扱うことができない、同一範疇の 2 又はそれ以上の独立クレームを含めることが許容される。
- (3) 同一の出願に、独立クレームにおいてクレームされている発明の特定の態様をクレームする妥当な数の従属クレームを含めることが許容される。

規則 18 出願の分割

出願分割の手続は、次の通りとする。

- (1) 法律第 25 条の規定により、分割出願は原出願への言及を含まなければならない。
- (2) 出願人が、分割出願が原出願について主張した優先権の利益を得ることを望むときは、分割出願はその旨の請求を含まなければならない。そのような場合には、規則 20 に従って原出願に関して提出した優先権の宣言及び書類は、分割出願についても関係しているとみなすものとする。
- (3) 原出願について 2 又はそれ以上の優先権が主張されていた場合は、分割出願は、それに適用される優先権に関してのみ、利益を得るものとする。

規則 19 先行技術としては無視されるべき開示

先行技術としては無視されるべき開示についての手続は、次の通りとする。

(1) 先行技術に関する法律第6条の規定に従い、出願人が、その発明の開示が無視されることを望むときは、出願においてその旨を表示し、かつ、出願と同時に、又は出願日から1月以内に、書面をもって開示の全容を届け出なければならない。開示が博覧会において行われた場合には、出願人は、前記と同じ期間内に、その博覧会に対して責任を有する機関によって正規に認証された証明書であって、博覧会の詳細を記載し、その発明が実際にそこで展示されたことを述べているものを提出しなければならない。

(2) 法律第6条(3)(b)の規定の適用上、公衆に対する発明の開示は、次の条件に該当する場合は、開示とはみなさないものとする。出願日前若しくは、該当する場合は、優先日前12月以内に生じていたこと又は出願人若しくはその前権原者によりなされた行為を理由とするか若しくはその結果であること又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によってなされた権利の濫用を理由とするか若しくはその結果であること。

規則 20 優先権主張

優先権主張についての手続は、次の通りとする。

(1) 法律第27条にいう優先権主張は、特許及び実用新案証の出願をするときにしなければならない。また、下記事項を表示していなければならない。

(a) 先の出願の出願日

(b) (2)の規定に従うことを条件として、先の出願の出願番号

(c) (3)の規定に従うことを条件として、先の出願に割り当てられた国際特許分類の記号

(d) 先の出願が行われた国又は先の出願が広域出願若しくは国際出願である場合は、出願の対象である1又は2以上の国

(e) 先の出願が広域出願又は国際出願である場合は、その出願の提出先である官庁

(2) (1)にいう主張の提出時に、先の出願の出願番号が分かっていない場合には、その番号は、優先日から16月以内に提出しなければならない。

(3) 国際特許分類の記号が先の出願に対して割り当てられていない、又は(1)にいう主張の提出時に割り当てられていない場合には、出願人は宣言書にその事実を記述し、記号が割り当てられ次第、それを連絡しなければならない。

(4) 出願人は、特許及び実用新案証の付与前においては、(1)にいう主張の内容を修正することができる。

(5) 法律第28条にいう、先の出願の認証謄本を提出すべき期間は、登録官からの請求があった日付から3月とする。謄本が他の出願に関して既に提出済みである場合には、出願人は当該他の出願に言及することによって、応答することができる。

(6) 先の出願がクメール語以外の言語によるものである場合には、出願人は前記請求の日付から6月以内に先の出願に関するクメール語翻訳文を提出しなければならない。

(7) 登録官が別段の請求をする場合を除き、先の出願及びその翻訳文は1通を提出するものとする。

規則 21 情報提出のための期間

対応する外国出願に関する情報を提出するための期間は、次の通りとする。

(1) 法律第 30 条及び第 31 条に基づいて請求される情報を提供することに関して定められる期間は、当該請求がされた日付から 6 月を超えないものとする。出願人が理由を付して請求したときは、登録官は当該期間を延長することができる。

(2) 出願人が、法律第 30 条及び第 31 条に基づいて請求された書類をまだ入手していないと回答したときは、登録官は出願の審査手続を、その書類が提出されるまで延期することができる。

規則 22 出願の取下及び補正

出願の取下及び補正についての手続は、次の通りとする。

(1) 出願は、個々の出願人が署名し、登録官に提出する書面による申立によって取り下げるものとする。

(2) 出願が取り下げられたとき、出願に係る手数料は返還されない。

(3) 法律第 24 条の規定による補正は、所定の手数料を納付してしなければならない。

(4) 取り下げられ、放棄され又は拒絶された特許及び実用新案証の出願は、該当する場合は、優先権に関するパリ条約第 4 条(c) (4) の規定の適用を受けるものとする。

規則 23 出願に関する番号及びその関連表示

特許及び実用新案証の付与を求める出願に関する番号及び関連表示は、次の通りを行う。

(1) 特許出願を受領したときは、登録官は、出願を構成する書類の各々に実際の受領日及び出願番号を記載する。出願番号の要素は、次の通りとする。文字「KH」、斜線「/」、文字「P」、斜線、原出願を受領した年の最後の 2 桁の数字及び出願を受領した順序による 5 桁の数字。訂正書又は後日提出された書類がそれとは異なる日に受領された場合には、登録官は、特許付与を求める願書(様式 No. 1 P/UM) の該当する場所に、実際の受領日も記載しなければならない。

(2) 実用新案出願を受領したときは、登録官は、出願を構成する書類の各々に実際の受領日及び出願番号を記載する。出願番号の要素は、次の通りとする。文字「KH」、斜線「/」、文字「UM」、斜線、原出願を受領した年の最後の 2 桁の数字及び出願を受領した順序による 5 桁の数字。訂正書又は後日提出された書類がそれとは異なる日に受領された場合には、登録官は、実用新案の付与を求める願書(様式 No. 1 P/UM) の該当する場所に、その実際の受領日も記載しなければならない。

(3) (1) 及び(2) に基づいて割り当てられた出願番号は、出願に関するその後の連絡のすべてにおいて引用されるものとする。

規則 24 方式審査

特許及び実用新案に関する方式審査は、次の通りを行うものとする。

(1) 登録官は、出願が法律第 33 条第 1 段落の要件を満たしているか否かを審査する。

(2) 法律第 34 条に基づく、訂正書提出の求めは書面によるものとし、必要とする訂正を指定し、訂正が前述の求めの日付から 2 月以内に提出されることを要求する。

(3) 登録官が出願日を認定したときは、登録官は出願人に書面をもって通知する。

第 34 条に基づき、出願がされなかったものとして処理される場合は、登録官は出願人に対し、その理由を付して通知する。

(4) 法律第 16 条及び第 17 条並びに本布告の要件に加え、法律第 30 条、第 31 条及び第 116 条並びに本布告の規則 11、規則 12、規則 14、規則 33、規則 15 及び規則 16 並びに鉱工・エネルギー省によって、及び登録部によって発行された関連規定の要件は、該当する場合には、法律適用上の方式要件とみなす。

(5) 登録官が、法律第 36 条にいう条件が満たされていないと判断した場合には、登録官は出願人に対して、求めの日付から 2 月以内に、要求された訂正を提出するよう書面をもって求める。

要約が提出されていない場合には、登録官は出願人に対し、その不備を訂正するよう求めるが、その手続は次の通りとする。

出願人が不備の訂正についての求めに応じなかった場合又は出願人が訂正書を提出したが、登録官が、第 36 条にいう条件は満たされていないとの意見である場合には、登録官は出願を拒絶し、出願人に対し書面をもって、その理由を付して通知する。

(6) 出願の拒絶は、出願日に影響を及ぼさないものとする。その出願日は、引き続き有効とする。

規則 25 実体審査

実体審査の手続は、次の通りとする。

(1) 登録官は出願人に対し、書面をもってその決定を通知する。

(2) 法律第 37 条に関連し、登録官は、調査機関及び、登録官自身が要求した他の機関によって作成された調査報告書及び審査報告書を考慮する。

(3) (2)にいう調査報告書及び審査報告書がある場合には、それを考慮し、登録官が、法律第 23 条にいう条件が満たされていないとの意見である場合は、登録官は出願人に対し書面をもって、その求めの日付から 5 月以内に、意見書を提出すること及び該当する場合は、出願を補正又は分割することを求める。その求めは、鉱工・エネルギー省が定めた様式によって行う。必要な場合には、求めは複数回にわたって行うことができる。

(4) 出願人が前記の求めに従わない場合又は出願人が提出した補正若しくは分割に拘わらず、登録官が、法律第 35 条及び第 36 条にいう条件が満たされていないとの意見である場合には、登録官は特許及び実用新案証の付与を拒絶する。

(5) 登録官が、法律第 38 条及び本規則にいう条件が満たされているとの意見である場合には、登録官は法律第 39 条及び規則 27 の規定に従って特許及び実用新案証を付与する。

(6) 登録官は出願人に対し書面をもって、特許及び実用新案証を付与する、又は付与することを拒絶する旨を通知するものとし、その際、決定の根拠となった調査報告書及び審査報告書がある場合には、その写しを添付する。特許を付与する旨の決定の場合には出願人に対し、通知の日付から 3 月以内に付与手数料を納付するよう請求する。

規則 26 特許及び実用新案証を付与する、又は付与することを拒絶する旨の決定

特許及び実用新案証を付与する、又は付与することを拒絶する旨の決定は、次の通りに行うものとする。

(1) 同一の発明について特許及び実用新案証の付与を求める 2 以上の出願が異なる出願人によって行われており、かつ、その出願が先の出願日若しくは優先日を有しており、取り下げられていない場合は、登録官は、発明の特徴を主張している出願であって、先に行われたも

の又は先の優先日を主張するものに特許を付与する。

(2) 登録官は、出願人に対し書面をもって特許及び実用新案証を付与する、又は付与することを拒絶する旨の決定を通知する。拒絶の場合には、登録官はその理由を述べなければならない。付与する旨の決定の場合には、登録官は出願人に対し、規則 25(6)にいう付与手数料を納付するよう請求する。

規則 27 特許及び実用新案証の付与、公告、証明書発行

特許及び実用新案証の付与、公告、証明書の発行は、次の通りに行うものとする。

(1) 規則 25(6)に定められている期間内に、特許及び実用新案証の付与に係る手数料が納付されることを条件として、登録官は、法律第 39 条及び本規則の規定に従い、特許及び実用新案証を付与する手続をとる。

(2) 登録官は、付与する特許及び実用新案証の各々について番号、すなわち、付与の順番による、特許及び実用新案証の公告番号を割り当てる。

(3) 特許及び実用新案証は、鉱工・エネルギー省によって定められた様式によって付与し、それは、特許及び実用新案証についての公告日、先行技術に関して引用された文献又は参照事項、明細書、クレーム及び、存在する場合は、図面並びに(5)に表示されている追加情報を含む。

(4) 特許及び実用新案証は、登録官が法律第 39 条(1)の規定により、付与についての言及を公告した日に付与されたものとみなす。

(5) 特許及び実用新案証の付与に関する言及の公告は、次のものを含むものとする。

(a) 特許及び実用新案証の番号

(b) 特許及び実用新案証に係る所有者の名称及び宛先

(c) 発明者の名称及び宛先、ただし、発明者が特許及び実用新案証に名称が表示されないよう要求する場合を除く。

(d) 代理人がいる場合は、その名称及び宛先

(e) 出願日

(f) 優先権が主張され、その主張が承認されている場合には、優先権についての説明、優先日、先の出願が行われた、又は先の出願が対象としている国

(g) 特許及び実用新案証に係る付与の有効日

(h) 発明の名称

(i) 要約

(j) 図面がある場合には、最も良く図示している図面

(k) 国際特許分類の記号

(6) 特許及び実用新案証の付与についての証明書は、鉱工・エネルギー省によって定められている様式によって発行し、次の事項を含む。

(a) 特許及び実用新案証の番号

(b) 特許及び実用新案証に係る所有者の名称及び宛先

(c) 出願日、該当する場合は、その出願の優先日

(d) 特許及び実用新案証の付与に関する効力発生日、及び

(e) 発明の名称

規則 28 年次手数料

年次手数料に関する手続は、次の通りとする。

- (1) 法律第 46 条の規定による年次手数料の納付があったときは、登録官は、その受領日から 3 週間以内に、特許及び実用新案証の所有者に対し、納付受領書を手渡すか又は送付する。
- (2) 登録官は、特許及び実用新案証の消滅を登録し、消滅の通知を公告する。
- (3) 年次手数料は、その返還を受けることができない。

規則 29 政府又は政府によって委任された者による実施

政府による、又は政府によって委任された者による実施についての手続は、次の通りとする。

- (1) 大臣は、法律第 2 章第 11 節に基づく決定をするに先立ち、それらの者が聴聞を受けることができる日について最低 21 日の書面による事前通知を行うものとする。特許及び実用新案証の所有者は、ライセンシー全員に対して聴聞についての事前通知を出さなければならず、ライセンシーは聴聞に参加する権利を有する。
- (2) 大臣はその決定を、決定の根拠とした理由を記述した書面をもって行い、また、大臣が、発明が法律第 47 条(1)に基づいて実施されるべきことを決定した場合には、実施の条件を記述した書面をもって行い、その決定を登録官に通知する。
- (3) 登録官は大臣の決定を登録し、かつ、公告し、また、書面をもって、特許所有者及び聴聞への他の参加人に通知する。
- (4) 大臣の決定が管轄裁判所への請願の対象である場合には、管轄裁判所はその判決が確定したときに、登録官に判決を通知し、登録官は、判決を登録し、かつ、公告する。

規則 30 強制ライセンス

強制ライセンスに関する手続は、次の通りとする。

- (1) 法律第 2 章第 12 節に基づく強制ライセンスの申請は、所定の方式によって行い、それには、申請人が依拠する事実についての陳述書 2 通及びその陳述書を確認する証拠 2 通を添付する。
- (2) 大臣は、強制ライセンスの付与を求める申請の日から 3 月以内に、法律第 56 条又は第 59 条及び本条規則(1)の要件が満たされているか否か、一応の証拠のある事件であるか否かを審査する。大臣が、要件が満たされていないと認定した場合には、大臣は申請を拒絶し、書面をもって、強制ライセンスを申請した者に通知し、それには拒絶理由を記載する。大臣が、要件が満たされていると認定した場合には、大臣は直ちに申請書の写を特許所有者、強制ライセンスの受益者、法律第 59 条に基づいて特許発明を実施している者に送付し、それらの者に対して大臣宛に意見書を、その求めの日付から 3 月以内に提出することを求める。
- (3) 特許及び実用新案証の所有者は直ちに、すべてのライセンシーに対して申請について通知をし、また、ライセンシーは、(2)に基づく求めの日付から 3 月以内に、大臣に対して意見書を提出する権利を有する。
- (4) 大臣は強制ライセンスの申請人に対し、(2)及び(3)に基づいて提出された意見書について通知する。
- (5) その後、大臣は聴聞を招集するものとし、強制ライセンスの申請人、特許及び実用新案証の所有者及び(2)及び(3)に基づいて意見書を提出した者の参加を求めるが、それに関しては、聴聞期日前最低 1 月に通知書を出す。

(6) 聴聞の後、大臣が強制ライセンスを付与するための条件が満たされていると認定した場合には、大臣は強制ライセンスを付与する。そうでない場合には、大臣は強制ライセンスを拒絶する。

(7) 強制ライセンスを付与する、又は拒絶する旨の決定は書面によるものとし、かつ、その根拠とした理由を記述する。強制ライセンスを付与する旨の決定の場合には、次の事項を記載する。

(a) 付与されるライセンスの対象期間

(b) ライセンスが提供する、法律第 42 条にいう行為

(c) 強制ライセンスの受益者が、特許発明及び実用新案の発明についての実施を開始すべき期限

(d) 特許及び実用新案証の所有者に対する対価支払の条件

(8) 登録官は、強制ライセンスを付与する、又は拒絶する旨の決定を登録し、公告し、また、その写しを強制ライセンスの申請人、特許及び実用新案証の所有者、(2)及び(3)に基づいて意見書を提出した者に送付する。

規則 31 無効

無効手続は、次の通りとする。

(1) 法律第 2 章第 13 節の規定が複数のクレームの中の一部のクレーム又は 1 のクレームの一部に適用される場合は、当該クレーム又はクレームの一部を無効とする。

(2) 特許及び実用新案証の所有者は、その特許及び実用新案の無効を求めて提起された裁判について、書面をもってライセンシーに通知しなければならない。提起した無効理由が、特許所有者が発明者又は権原承継人でないということにある場合には、無効を請求する者は、法律第 2 章第 11 節に基づいて与えられた委任の受益者に、更にまた、特許及び実用新案証を受ける権利を有すると主張する者に通知しなければならない。

規則 32 所有権の変更及びライセンス契約

所有権変更、ライセンス契約についての手続は、次の通りとする。

(1) 法律に基づいて付与される権原又はそれに係る出願の所有権の変更を登録するための、法律第 114 条に基づく請求は、所定の様式に基づいて、登録官に対してするものとする。

(2) 所有権変更の公告は、次の事項を記載する。

(a) 該当する保護の名称

(b) 出願日、優先日があるときは、優先日及び登録又は付与の日付

(c) 所有者及び新たな所有者

(d) 所有権変更の内容

(3) 法律第 115 条に基づいて登録のために届出がされるライセンス契約については、所定の手数料を納付しなければならない。

規則 33 代理人

代理人の選任に関する手続は、次の通りとする。

(1) 法律第 116 条に基づく代理人の選任は、出願人又は出願人が 2 以上である場合には、個々の出願人が署名した委任状によって行う。代理人の宛先は、法律及び本規則に関するすべて

の目的上、代理人を選任した者に対する通信の宛先として取り扱われるものとする。

(2) (1)にいう委任状は、出願に添付するか、又は出願日から2月以内に提出しなければならない。

(3) 委任状による選任が本条規則の(2)及び法律第116条の規定に従って行われない場合には、代理人がする手続は、出願を除き、されなかったものとみなす。

(4) (1)に定められている、出願人を代表する代理人に関する要件は、別途の規定により、鉱工・エネルギー省が定める。

規則 34 非就業日

何れかの行為をする、又は何れかの手続をするための最終日が、所轄官庁(the companies)及び登録部が業務を行わない日に当たっている場合には、その官庁の翌就業日にその行為をすること又はその手続をすることは適法とする。

規則 35 情報の抄本及び過誤の訂正

情報の抄本及び過誤の訂正に関する手続は、次の通りとする。

(1) 登録簿抄本についての認証謄本又は書類の写しを求める請求は、書面をもって登録官に対してするものとする。

(2) 法律第120条に基づく、過誤の訂正は、登録官が書面による請求を受けたときに、登録官が適当と考える方法によって、又は自主的に行うことができる。訂正をしたときは、その訂正は、書面によって利害関係人全員に通知され、また、必要と考えられるときは、登録官によって公告される。

規則 36 聴聞

聴聞に関する手続は、次の通りとする。

(1) 登録官が、法律又は本布告によって与えられている裁量権を、何れかの者が不利になるように行使するときは、登録官は書面で該当者に聴聞を受ける機会について通知し、その際、聴聞についての請求書を提出のために1月以上の期間を表示しなければならない。

(2) 聴聞の請求は、書面によるものとする。

(3) 当該請求を受領したときは、登録官は出願人その他の利害関係人に対し書面をもって、聴聞の日時に関し、聴聞の少なくとも2週間前に通知するものとする。

規則 37 書類の郵送

郵送についての取り扱いは、次の通りとする。

(1) 郵便によって登録官宛に送付される通知、出願その他の書類は、それが通常の郵便の過程で配達されるときに、与えられ、行われ、又は提出されたとみなす。当該送付を証明するためには、そのような通知を含んでいる書簡、出願又はそれ以外の書類が正しい宛先に向けられており、書留郵便によって送付されたことを証明することをもって足りる。

(2) (1)は、出願日の認定には適用しない。

規則 38 証拠

証拠に関する手続は、次の通りとする。

(1) 本布告に基づいて証拠を提出することができるときは、証拠は制定法上の宣言又は宣誓供述書の形式で提出する。

(2) 如何なる事件においても、登録官は、登録官が適当と考えるときは、前記の証拠に代え、又はそれへの追加として、口頭で証人調べをすることができ、また、宣誓供述書又は宣言書に関して、証人に対する反対尋問を許可するものとする。

規則 39 制定法上の宣言

制定法上の宣言に関する手続は、次の通りとする。

(1) 法律又は本布告に基づいて提出される制定法上の宣言書又は宣誓供述書は、カンボジアの如何なる地域においてであれ、法的手続のために宣誓をさせる権限を法によって付与されている官吏の前で作成する。

(2) カンボジア国外で作成される制定法上の宣言書又は宣誓供述書は、それらの国におけるカンボジアの領事館又は大使館の官吏の前で作成する。

規則 40 公報

特許及び実用新案証及び法律に基づくその他の手続並びに法律又は本布告及び関連規則に基づいて公告することが要求されるその他の情報は、登録官の指示に従って公報に公告する。

規則 41 手数料

法律又は本布告に基づいて特許及び実用新案証の付与に関して納付すべき手数料は、経済、財務省と鉱工・エネルギー省による合同布告によって定める。

規則 42 紛争の解決

必要なときは、工業所有権部が特許、実用新案証の付与に関連する紛争を解決するための機構を設立する権限を有する。

規則 43 協力

工業所有権部は、工業所有権に関する保護の促進、特許及び実用新案に係る制度の発展に係る各国の及び国際的な組織及び機関と協力するものとする。

第3節 コンピュータ・ソフトウェア関連の発明

規則 44 コンピュータ・ソフトウェア関連の発明について行う手続

コンピュータ・ソフトウェア関連の発明についての取り扱いは、次の通りである。

(1) 「発明は、生産物若しくは方法であること又は生産物若しくは方法に関連することができる」旨を規定している、法律第3条(3)に基づき、次のものが含まれるものとする。

(a) 方法の発明であって、その一部又は全部が、コンピュータによって行われ、コンピュータによって指示される処置によって構成されているもの

(b) 生産物の発明であって、特に次に掲げる、コンピュータによって実行される要素によって構成されているもの

— フロッピーディスク、コンピュータ・ハードウェア・ドライブ又はコンピュータ・メモリー等の有形手段に記憶されている機械読み取り可能なコンピュータ・プログラム・コード、及び

— 汎用コンピュータであって、主として特定のコンピュータ・プログラムとの組み合わせによって、先行技術に対する新規性が生じているもの

(2) (1)に記載したコンピュータ・プログラム及びコンピュータ関連発明について特許出願をした出願人は、同人が TRIPS 協定第10条(1)に基づく、著作権保護を求める権利を有する場合には、それを放棄したとみなす。

第4節 経過規定

規則 45 医薬品に関連する発明

医薬品に関連する発明についての手続は、次の通りとする。

(1) 法律第 136 条にいう医薬品についての発明をクレームする特許出願人は、法律第 16 条並びに法律及び本布告の関連規定に従って、本布告の署名の日から、登録部に出願することができる。

(2) (1)にいう出願については、法律第 136 条に定めた経過期間の終了後、法律第 2 章第 6 条及び第 7 条に従って審査する。

(3) 法律が施行されるときから、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条に規定されている特許性の基準は、本条規則(1)及び(2)にいう出願に対し、その基準が、カンボジア王国における出願日に、又は優先権が利用可能であり、主張されていた場合は、その出願の優先日に適用されていたものとして適用する。

(4) (1)及び(2)にいう出願の内、(3)にいう保護基準を満たしている出願は、特許の付与日から、及び法律第 45 条の規定による出願日から起算する、特許存続期間の残存部分に対して特許保護が与えられるものとする。

第5節 最終規定

規則 46 執行権原

会計監査委員長，産業総省長官，内閣官房長官，管理部長官，人事部長官，会計・財務部長官，工業所有権部長官は，その権限に応じて，本規則を実施する義務を負う。

規則 47 施行期日

本布告は，署名の日から施行する。